

# 組織再編税制 の基礎知識

平成30年 **7月12日(木)**

## 午前の部

10:00～13:00(受付開始 9:30)

## 組織再編税制の概要と 事業承継における利用

平成13年度に組織再編税制が導入、平成18年度に会社法、企業結合会計が導入され、平成22年度にはグループ法人税制が導入、平成29年度では組織再編税制の大幅な改正が行われました。平成13年度に導入された頃は混乱が見られた内容も定着し、基本的なレベルでは解釈の相違は見られなくなりました。平成18年に会社法が施行された時は、債務超過会社を被合併法人とする合併が可能になり、中小企業に組織再編が浸透し始めましたが、現在では、単なる繰越欠損金の利用に留まらず、事業承継対策にも利用しようとする動きが見受けられます。しかし、平成30年度税制改正により、事業承継税制が大幅に見直されたため、今後は、事業承継税制を意識しながら組織再編を行う必要があります。

本講義では、組織再編税制の概要を解説したうえで、事業承継における利用方法についても解説を行います。

## 午後の部

14:00～17:00(受付開始 13:30)

## オーナー企業に対するM&Aの税務 ～相続税対策を踏まえたM&Aスキームの検討～

すでにM&Aが一般化されたことにより、多くの中小企業、零細企業がM&Aの対象になっています。しかし、従来型のM&Aスキームでは、売り手株主における相続税を考慮していなかったため、役員退職慰労金を支払った後に株式を譲渡することが多かったように思います。これに対し、最近では、売り手株主における相続税を考慮したうえでM&Aスキームを検討すべきであるという考え方も広まりつつあり、実際に、そのような提案をしている税務専門家も少なくありません。なぜなら、相続税を考慮すると、法人サイドに譲渡代金が入金されるスキームが望ましく、株式譲渡方式を採用してしまうと、相続税が高くなってしまふからです。そして、平成30年度税制改正により、事業承継税制が見直されたことから、今後、売り手株主における相続税を考慮しながらM&Aスキームを検討する必要性が高まると考えられます。本講義ではこのような状況に鑑み、相続税対策を踏まえたM&Aスキームについて解説します。

## 講師

公認会計士・税理士・法学博士  
**佐藤信祐氏**

平成11年 明治大学経営学部卒業、同年朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所。平成13年 公認会計士登録、勝島敏明税理士事務所(現デロイトトーマツ税理士法人)入所。平成17年 税理士登録、公認会計士・税理士佐藤信祐事務所開業、現在に至る。平成29年 慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了(法学博士)、日本国内の組織再編における会計・税務に係るコンサルティング業務に従事。組織再編に関する執筆活動等も活発に行っており、組織再編に関する書籍に関しては、質、量ともに国内随一の実績を果たしている。

【主な著書】「組織再編における税制適格要件の実務Q&A」、「組織再編における繰越欠損金の税務詳解」(中央経済社)など多数。

## 会場

税理士会館8F(横浜市西区花咲町4-106)

## 受講料

各講座1名様につき(テキスト、税含む)

- **会員**(税務研究会「A又はB」会員)・・・12,000円
- **読者**(税務通信、経営財務等購読)・・・15,000円
- **一般**(会員又は読者に該当しない)・・・18,000円

※1. 午前の部と午後の部は別講座です。昼食はございません。

※2. 当セミナーは、会員特典「無料クーポン券」対象講座ではありません。

※3. 受講料は、開催日前日までにお支払い下さい。

※4. キャンセルにつきましては、開催日の前営業日の15時までにご連絡下さい(振込手数料を引いた金額をご返金します)。

## 申込方法

このチラシの裏面「申込書」に必要事項をご記入いただきFAXにてお申込み下さい。  
後日、受講票付き請求書をお送りします。

## 【午前の部】

### 組織再編税制の概要と事業承継における利用

#### 1. 組織再編・資本取引の税務の基礎知識

- (1) 組織再編税制の基礎知識
- (2) 清算税制の基礎知識
- (3) 子会社支援税制の基礎知識
- (4) その他諸税

#### 2. 事業承継における利用

- (1) 相続税引下げ対策
- (2) 分割型分割による事業承継
- (3) 種類株式を利用した後継者への議決権の集中
- (4) 債務超過会社の事業承継
- (5) 少数株主の整理

#### 3. 事業承継税制と組織再編税制

- (1) 事業承継税制の概要
- (2) 生前贈与前の組織再編
- (3) 生前贈与後の組織再編

## 【午後の部】

### オーナー企業に対するM&Aの税務

### ～相続税対策を踏まえたM&Aスキームの検討～

#### 1. 従来型 M&A スキームの解説

- (1) 株式譲渡方式と事業譲渡方式の違い
- (2) 役員退職慰労金を利用した節税対策
- (3) 支配株主が個人である場合と法人である場合の違い
- (4) 繰越欠損金がある場合の取扱い

#### 2. 相続税対策を踏まえたM&Aスキームの検討

- (1) 株式譲渡方式と事業譲渡方式における相続税の違い
- (2) 株式譲渡方式が有利であるとする見解とその問題点
- (3) 事業譲渡方式の買い手側のメリット
- (4) 分割型分割スキームと相続税対策
- (5) 非適格株式移転を用いた株式譲渡損益の節税スキーム
- (6) 買収後の合併におけるみなし共同事業要件の判定
- (7) 欠損等法人における取扱い

#### 3. 事業承継税制と M&A

- (1) 事業承継税制の概要
- (2) 生前贈与前の M&A
- (3) 生前贈与後の M&A

# 申込先 FAX.045-263-2825

HP

## 『組織再編税制の基礎知識』(7/12)申込書

No.120688/No.120689

税務研究会 お客様コードNo.

申込日:平成 年 月 日

会社名					
所在地	〒 _____				
TEL	( ) _____	FAX	( ) _____		
受講日	※ <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください → <input type="checkbox"/> 【午前の部】 ・ <input type="checkbox"/> 【午後の部】				
受講者	東京地方税理士協同組合区分	税理士登録番号	氏名		
	<input type="checkbox"/> 組合員(含準会員) <input type="checkbox"/> その他	No.	フリガナ		
※ E-mail					
通信欄					

※個人情報の取扱いについて…ご記入頂いた個人情報は、商品の発送、サービスの提供に使用させていただくほか、当社がおすすめする他の商品・サービスのご案内にも 使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。なお、E-mail については、当セミナー会場変更等のご連絡にも使用する場合がございますので、必ずご記入してください。ご記入の際は、アルファベットや記号は、判別しづらい場合がありますので正確にご記入いただきますようお願いいたします。